

平成 18 年度 第 8 回 規制改革・民間開放推進会議  
会議終了後記者会見録

日時 : 平成 18 年 11 月 13 日 ( 月 ) 17:03 ~ 17:26

場所 : 内閣府記者会見室

司会 それでは、お待たせいたしました。第 8 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、草刈議長お願いいたします。

草刈議長 今日は、皆さんにお配りした紙があると思います。要するに答申の骨子、それから、これからのやっていくこと、更に今後の方向性を示唆したものであるということでお渡ししました。

それから、今日は、安倍総理に是非一度来ていただいて激励をしていただきたいと思いますということをお願いをしまして、御好意で来ていただいたということで、大変に我々もエンカレッジされました。

あとは、いつものとおり議論をしたということです。細かいことはまだ公表できませんけれども、何か御質問があればお答えするという形にしたいと思います。よろしくお願いします。

司会 御質問はございませんでしょうか。

記者 今日、答申の骨子がこのようにいただいたということなんですけれども、今後のスケジュール感、議論の煮詰めていき方みたいところを、話せない部分が多いかもしれませんが、この中身の御解説を少しいただければと思います。

草刈議長 後で鈴木議長代理からも補足していただきたいと思いますが、それぞれのアイテムは皆さんおなじみのものだと思いますけれども、少しずつばらけて進んでいるということだと思います。官業の民間開放の議論が一番濃厚にやっておるとか、それから、雇用・労働などは実は労政審の話と非常に絡むんですけれども、労政審がある意味で、今、ストップしてしまっているものですからお話しできませんとかというような話で進んでいないところ、いろいろございます。

ただ、基本的にはやれるところまで成果を上げていく。安倍総理に替わられて、いろんなところで発言をされている中で、やはりオープンで公正な経済社会の実現であるとか、あるいは再チャレンジを可能にする社会の実現であるとか、いろんな政策の骨子を言われておりますので、できるだけそういうものに沿った形で具体的な成果を上げられるものは上げていこう。

ただ、時間的に無理がありますので、今年には解決できなかったというものについては、きちっと次の後継組織にバトンタッチできるような問題提起と状況報告を含めた答申をつくるということになるのではないかと思います。

鈴木議長代理から、何かその辺の補足をお願いしたいと思います。

鈴木議長代理 大体、例年のスケジュールどおりに進んでいるのではないかという感じはしております。例えば、官業の民間開放では 14 法人を取り上げてはありますが、これの 1 次ヒアリング、それから、もう一回聞きたいというものの 2 次ヒアリングは終了しております。現在は案文をつくって、そして、その案文について関係省庁と最終の詰めをやっている段階です。私も 2002 年以来これをやっていて、これほど時間を取られるのは余りないものでして、先週も朝から晩まで連日

のヒアリングなどをしたのですけれども、今週は半ばぐらいで終わりたいと思っています。ほかのことをやらないといけないということで、そういう分野もその都度、随時やってきておりますから、大体、ヒアリングベースでは、まだ話を聞いていない、これから考えるというようなものは私に関するものではないということです。

ただ、最終的にどこまで詰まるのかというと、この段階では、11月末ないしは12月上旬までに果たして成案に達するかどうか、何年やっても不安がありますが、時が来ると解決するというものですから、私は通常のペースでいけるのではないかと考えています。最終年度になりますから、今まで最もしこっておって解決ができなかった問題についても、次の世代に対して十分説明しておく必要がありますから、その方に回す部分も幾つかはあるかと、こんな感じしております。

記者 教育委員会の件ですけれども、今後、議論していく中で、教育委員会というのはかなり焦点になってくるかと思いますが、中間答申みたいに教育委員会の設置の選択制について提言されていますけれども、いじめとかの問題が起きる中で教育委員会の強化ということも言われていまして、その辺、規制改革・民間開放推進会議の議長としてどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

草刈議長 いじめの問題とか、必須科目をやっていないという問題で、教育委員会というのも焦点になっているわけです。それで、今の制度の在り方について問題が大いにある。特に、いじめの問題などは非常に問題がある。今の制度というのは、文科省があって、地方の教育委員会が都道府県と市町村にあって、そういう形のガバナンスというものと現場の先生たちの関係というものは極めて従属的であるというようなことも含めて、非常に問題があるという認識は同じだと思いますが、そこから少し議論が分かれて、だから、今のシステムはやはりシステム自体が時代遅れですし、相当崩れている。だから、これを1回やめてしまって、新しいやり方をトライするというのも一つの解決方法としてあるのではないかとというのが、私どもが言ってみれば必置をやめて、それを地方に任せたらいいではないかというようなことを言っているわけです。

一方、例えば京都市などは教育委員会がフルに活動して、教育長も含めてですけれども、ある意味できちっとした教育施策ができているというところもあるわけですから、そのところを我々は教育委員会を完全に否定しているわけではなくて、だめな教育委員会は制度改定をしたらいいのではないかといいところなんです、緊急課題として、教育委員会がぼうっとしているといろんな問題が起こって、そういう意味では非常に機能していない。緊急課題としてこれを強化しようという話が片方であるということです。

教育再生会議でも、この議論は当然出てくるだろうと思いますし、今後、いろいろといろんな人がいろんなことを議論されるだろうと思いますし、それはそれで結構なことです。だから、我々も中間答申にはそういう形で、いわゆる必置制度をやめようということで、最終的には大臣折衝である程度までの議論はしたんですが、教育委員会制度については抜本的に見直すという結論で終わっているわけです。それで、今、抜本的に見直すというところでいろんな意見が出ているわけで、この辺のところは私どもが独走してみても余り意味がないので、これから12月いっぱいまでいろんな議論は出てくるでしょうから、教育委員会についてはそれを整理しながらやっていく。

ただ、1つだけ申し上げておきたいのは、教育委員会だけを物すごくよくしても、現場の先生がちゃんとしないと、この問題は、特にいじめとかについては解決しないわけです。したがって、私どもとしてはやはり非常に大きな問題があるのは、先生方に対して学習者サイド、つまり保護者であるとか、生徒であるとかそういう人たちが、評価をするという体制が今の日本にないんです。だから、もし、そういう制度が普遍化していれば、いわゆる非常に問題のある先生というのは指摘されて排除されるということにもなるでしょうし、そういう点が非常に欠けていますので、この点については私どもの会議としても、今後、この辺は最後のところで大いに議論をしてやっていきたいと思っているわけです。

記者 最終的に最終答申をまとめるまでの段階で、中間答申の必置規制の撤廃というものについて見直す可能性もあるという意味ですか。

草刈議長 いや、それは特に見直す必要はないわけで、といいますのは「骨太の方針」からの流れで決まったものは、1つはいわゆる教育本筋ではなくて、例えば体育館だとか、文化施設とか、そういうものは教育委員会から離して、いわゆる首長が責任を持ってやってもいいですということは一つ書いてあります。

教育委員会の件については、抜本的な議論をしましょうということが2つ決められているんです。それで、2つ目のところは、まさに抜本的な議論をしようとして、我々は、この前、言ったような必置を廃止するという方向に行ったんですけども、ほかの方は、いじめの問題等々があって、いろんな意見を言われているわけで、つまり、緊急対策として教育委員会をもっと強化しなければいけない。本当に強化して、それが有効であれば、それはそれで一つの手段ですから構わないと思いますが、恐らく12月末までには、それではどちらがいいのかという議論には結論が出ないということだと思いますから、この件については多分、引き継ぎ事項になってしまうと思います。

記者 ただ、必置規制を撤廃するとなると、それはそれで国が教育権限を強化してということではないですね。

草刈議長 違います。逆になります。

記者 そうなると、佐田大臣がおっしゃられたことと、規制改革・民間開放推進会議が出された結論というのは全く逆になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

草刈議長 全く逆というよりも、さっき申し上げたように、問題意識は全く同じです。ただ、方法論として、要するに緊急性を要するんですから、今の教育委員会を強くしよう。それでもって緊急対応しようというのが大臣の考え方で、我々はああいういじめとか何とかというのは、このとき、頻発するような状況ではないところでそういう議論をしたわけで、やはり、地方に1回任せてみたらいいではないかという議論を整理しないといけないわけです。それについては、まだ大臣ともじっくり話もする時間がないので、我々のチームと一回、きちっとひざ詰めでお話をしましょうということになっていて、今週中ぐらいやろうかなと思っているところです。

記者 それでは、そういう話し合いによっては最終答申にどのように付されていくかというのは変わっていく可能性もあるということですか。

草刈議長 変わっていくといいますか、我々も緊急対策としてそういうことが納得できれば、そ

それはそれでいいと思います。

ただ、長い方向づけとして教育委員会の問題は、この問題が起こったから緊急対策として強くする。これだけでいい話ではなくて、いろんなものと絡んでくるわけですから、やはり中長期的に教育委員会の制度そのものを見直していくということは、それとは別に必要になる。つまり、緊急対策と中長期対策とは別のものだという認識を私はしています。

記者 確認ですけれども、そうすると、議長としては、大臣との話し合いを経ても必置規制を見直すという、中間答申に盛り込んだ部分については最終答申にも記すべきだと現時点で考えておられますか。

草刈議長 それは、いろいろ大臣とも話をした後で考えることだと思います。それを、あの時点ではそういう形で、むしろ、それは何も今日明日という話ではなくて、中期的にやってみて、一つトライアルとしてやってみて、それがだめだったら、また別のことを考えよう。

それで、必置規制を撤廃したときに、教育委員会をちゃんとよくしてもっと続けたいという方もいらっしゃる。あるいはやめて審議会にしたいという人もいます。だから、それはどちらかといいますと、いわゆる今までずっと長いこと今の体制でやってきたものを、1回トライアルとして変化をさせてみるということですから、いわゆる時間軸から言いますと、緊急対策では全くなくて、中長期対策の方に入るわけです。それが、今、緊急対策として提起されているというふうに私は理解していますので、その時間軸の問題はやはり別に考えなければいけないと思っています。

記者 中長期対策としては、書き込んででもそこはないということですか。

草刈議長 それはないと思います。ただ、どこまで議論が一致できるかというところは一つありますけれども、だから、ゆっくり時間をかけて話をしてから、それは最終的にどうするか考えようと思っています。

記者 中長期対策としては、書き込んででもそこはないということですか。

草刈議長 それはないと思います。ただ、どこまで議論が一致できるかというところは一つありますけれども、だから、ゆっくり時間をかけて話をしてから、それは最終的にどうするか考えようと思っています。

記者 今日、中条先生と八田先生のお二人がお入りになられたんですけれども、あと1か月しかありませんけれども、このお二人に活躍が期待される分野というのは何ですか。

草刈議長 結局、この前も申し上げましたけれども、宮内さんと八代さんがいなくなりました。私も議長職になってしまったので、できれば全体のコーディネートみたいなことをやらなければいけない。しかも、八代先生という大変有能な方がいなくなりました。やはり2か月といえども有能な方に手伝っていただこうではないかということで御好意で、大臣の方からもお勧めいただいてああいう形になったということです。

ですから、例えば労働問題であるとか、それから、農業問題であるとか、今、ちょっと手薄になっているところをいろいろとまたお願いしようかと思っていますが、とにかく、割とプロンプトで言われたものですから、どういうふうにしようかまだ話していないので、2、3日中にその辺をやらなければいけないんです。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 次の新しい組織に移行する時期としては、議長はいつごろをお考えなんですか。

草刈議長 それは、私どもが決めることではないというか、まだ余り真面目に話していませんけれども、やはり大臣とか、これは内閣府ですから官邸の方とも相談をしながら、どの時期が一番いいかというのを考えるんだろうとっていますが、基本的には来年の3月まで任期があるわけですから、それが原則としては特段の理由がなければ、そういう形が一番自然だと思っています。

記者 骨子案をお配りいただいて、議長からもお話があったんですが、安倍内閣でスローガンが項目の中に深いところに入れ込まれて整理されているんですけども、これまでの議論をする内容ですとか、テーマ、あるいは課題とかと比べて、何が違う、どこが変わったということになってますか。

草刈議長 このアイテムは、そういう安倍総理が言われているようなことが盛り込んであって、再チャレンジ等、いろいろありますね。だけれども、その下のアイテムというのは、ほとんど今までのアプローチと変わっていないわけです。

要するに、大きなアイテムをつくりながら、その中に入れ込んでいくと、こういうふうに整理できるということですから、恐らく目立つところはないと思います。全然変わりもありませんし、さっき安倍総理も言われていたように、やはり規制改革というのが経済成長をもたらす一つの大きなエネルギーになる、あるいはエンジンになるんだということですから、その辺の、これはやめておけとか、そんな話は全くありませんし、整理としてみると、ここに表現しているように、今後の規制改革推進に向けた課題について総合的に記述をしましょうということですから、言ってみれば、その次の後継組織に対して整理をしていきながらやっていきたいと思いますという意味だととらえていただきたいと思います。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 総括といいますか、成果については、どんなことを盛り込まれるんですか。

草刈議長 2番目のところは、いわゆる「今後の規制改革の推進に向けた課題」ですから、要するに継続的な問題意識をここには載せましょう。3番目に「各分野における具体的な規制改革」というところですから、このところに具体的な施策を記述するということになると思います。

記者 教育の分野なんですけれども、バウチャー制についても会議の方でずっと中心になったと思いますけれども、教育再生会議の方でもバウチャー制について議論されることになると思いますけれども、この会議の方で最終答申の方に先駆けてやるような形になるのか、それとも足並みをそろえるような形にするのでしょうか。

草刈議長 これは、前から我々、三本柱と言ってきたものがありまして、要するに学校選択制と、バウチャーと、もう一つ学校評価と3つあって、その3つがサイクルしながら、やはり教育全体のレベルを上げていくということです。

だから、さっき評価のことを申し上げましたけれども、当然、バウチャーについても我々としては従来の主張の延長線上でどこまで議論ができるか知りません。恐らく再生会議の方はちょっと遅れるでしょうから、それでは具体的にこういうふうにやろうというわけにもいきません。

それから、遺憾ながら、文科省が、今、やっているバウチャー研究会とかというものがあつて、遅々として進んでいないんです。それで、こちらは平成 18 年度以内に結論ということになっています。だから、それともずれてしまうんです。

だから、残念ながら、ある程度のところで、これは成果が出て、それではやめましょうということには恐らくならなくて、3月までは監視していきますけれども、それが具体的に成果が出るとしたら次の年になってしまうという認識です。ただ、問題意識は勿論きちっと書きます。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 引き継ぎ事項になるというよりも、会議としての主張は最終答申にしっかり盛り込んでいくということでしょうか。

草刈議長 勿論、書きます。

司会 ほかにはよろしいでしょうか。

記者 今回、この骨子については、一応、今回の会議で確認されたと思ってよろしいですか。

草刈議長 そうです。

記者 あと、教育委員会の関係の話というのは、今日の会議の中では出たんでしょうか。

草刈議長 出ていません。今日は議論にはなりませんでした。

司会 ほかにはございませんでしょうか。御質問はよろしいでしょうか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。